



K.C. News

京都知福協だより

京都知的障害者福祉施設協議会
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地 府立総合社会福祉会館5階 京都府社会福祉協議会 発行人 森 昇





▲るりけい寮 通所支援部「トマトハウス」

- ◆ 京都府社会福祉予算に対する要望及び概説について - 1
- ◆ 第49回全国知的障害福祉関係職員研究大会に参加して - 2-3
- 基調講演について _____ 2
- 第一分科会に参加して _____ 2
- 第二分科会に参加して _____ 3
- 第三分科会に参加して _____ 3
- ◆ 新加盟施設紹介 _____ 4
- ◆ 平成23年度風船バレー大会報告 _____ 5
- ◆ シリーズこんにちは _____ 6
- ◆ シリーズがんばっています _____ 7
- ◆ シリーズこんなことやっています _____ 8
- ◆ 編集後記 _____ 8

京都府社会福祉予算に対する要望及び概説について

京都知的障害者福祉施設協議会

予算対策委員長 樋口 幸雄



予算対策委員会では毎年6月に、全会員施設に次年度予算要望についてのアンケート調査を実施しています。そして回答いただいたご意見を委員会で集約

し、役員会での検討・承認を経て、京都府・市へ提出する正式な要望書を作成しています。要望項目は大きく分けて、国・府・市に対する福祉施策全般についての共通要望と知的関係施策の充実強化を求めるための個別要望です。前者については、京都府下の社会福祉施設団体で構成されている、京都府社会福祉施設協議会・老人・保育・身体・児童・母子・知福協の予算対策委員会（委員長 矢野当会副会長）が取りまとめ、京都府社会福祉予算に対する共通要望事項として、京都府健康福祉部長との懇談会の場に出、府見解を求めるとともに各種別団体とともに府との協議に臨んでいます。後者については、京都府・市毎にそれぞれの主管課長との懇談の場を持ち、協会側から重点要望事項を中心に、府・市の理解と協力を求めるべく、積極的な意見交換を行っているところです。予算要望は緊急且つ最優先で取り組むべき課題を重点要望事項に挙げています。また個別要望には国の制度・政策に対する要望の他、府・市の独自施策への要望や新たな施策を求める幅広い内容になっています。

制定を実現し、障害のある人たちが安心して暮らせる地域づくりを協力に推進していただきたい。

- 1、重点要望事項（平成24年度）
 - 1、グループホームケアホーム新設（改修）に対する京都府独自の補助制度を創設していただきたい。
 - 2、京都府障がい者差別禁止条例の二日も早い
 - 3、障害のある人たちの高齢化に伴う、障害の重度化に加え、強度行動障害のある人たちの支援に当たって、多くの困難に直面しているため、児童から成人のあらゆる事業に対し、京都府独自の、「最重度加算制度」と「強度行動障害加算制度」を創設していただきたい。
 - 4、大規模災害対策ならびに地域における福祉避難所強化策として、自家発電設備や太陽光発電設備への補助制度を創設していただきたい。
 - 5、「障害者総合福祉法」の制定までは、経過措置や基金事業に代わる暫定的な措置が講じられ、従前の福祉サービスの水準が維持されるよう、国に強く要求していただくとともに京都府としても独自の措置をお願いしたい。
 - II 個別要望事項（項目のみ）
 - 1、「改正障害者自立支援法」の施行に向けた対応
 - 2、「障害者総合福祉法」の制定に向けた対応
 - 3、京都府障害者自立支援計画に係る要望
 - 4、京都府障害者自立支援特別対策費等に係る要望
 - 5、京都府単費補助金の継続と拡充についての要望
 - 6、「地域主権改革一括法」についての要望
 - 7、福祉人材確保と人材育成についての要望
 - 8、感染症への対応についての要望
 - 9、大規模災害対策についての要望
- このように、当会の予算要望は単に予算額の提示を求めるだけでなく、中長期的な視点に立ち、恒久的な障害児・者福祉制度に導くための政策提言でもあり、協会としてのアイデンティティの表明の二環でもあります。

第49回全国知的障害福祉関係職員研究大会に参加して

基調講演について

障害者支援施設 丹波桜梅園

支援員 伴田 絵梨

私は障害者支援施設で働くようになって、早5年の歳月が過ぎようとしています。日々、利用者の方と接する中で、どのような支援が利用者の方にとって良いのか、また支援者とは何なのかを自分自身問いつつ、この5年間過ごしてきました。そんな折、栃木県で開催された第49回全国知的障害福祉関係職員研究大会に参加させていただく機会がありましたので、基調講演について報告させていただきます。

日本社会事業大学前学長 大学院特任教授 大橋謙策氏の講演が「地域における障害者施設の意義」というテーマで行われました。まず、大橋氏の「地域福祉はその他に位置付けられている場合が多い。しかし、地域福祉こそ新しいサービスである」という言葉から始まり、地域での様々なケースを織り交ぜながら講演が進められていきました。

その中でも強調されていたのが、今後の社会福祉法人の在り方でした。

1970年～1990年までの入所型社会福祉施設整備の時代と「施設の社会論」では、「法人施設」という考え方が基本であり、その施設には同じタイプの障害者のみ入所されていました。しかし、今後そのままだでは社会福祉法人は生き残れないとおっしゃっていました。

また、社会福祉法人は1971年の社会福祉施策緊急整備五カ年計画で行政から補助金をもらうことばかりに目が付いてしまい、それが今現在も続いたままである。何かあれば「国が責任を取れ」と国に責任を押し付けるだけでは今後の社会福祉法人に未来はないという厳しい意見もありました。

「社会福祉＝国の責任＝無料にするべきだ」では行政におんぶに抱っこ状態。結局指示待ちでお金を出してくるのであれば仕事をしますよと言っているようなもの。『国家に何をしろいうかではなく、あなたは国家に何をされるのですか?』にならなければならぬ。だから、社会福祉法人はもっと多機能化していく必要がある、全ての分野に携わっていかねばならないとおっしゃっていました。

沖縄県や富山県ではそれに先駆け、既に知的障害者や高齢者、身体障害者や精神障害者の方達が一緒に生活されているそうです。また、愛知県では町興しでアポカドを作っておられるのですが、ここでは障害者の方や高齢者の方々が一緒に働いておられます。問題から解決へ、どんなものがあるか、ないのであれば新しいサービスを開発すればいいと報告されました。

「地域を活性化させるその中には障害者がいて当たり前という社会をこれから作っていくかなければならない」という言葉で基調講演が締め括られました。

今回、このような貴重な研究大会に参加させていただいた事で、今までの自分自身の支援の見直しをする事が出来ました。この経験を活かし、これからも利用者と共に歩んで行きたいと思えます。以上で私の報告とさせていただきます。

「社会福祉＝国の責任＝無料にするべきだ」では行政におんぶに抱っこ状態。結局指示待ちでお金を出してくるのであれば仕事をしますよと言っているようなもの。『国家に何をしろいうかではなく、あなたは国家に何をされるのですか?』にならなければならぬ。だから、社会福祉法人はもっと多機能化していく必要がある、全ての分野に携わっていかねばならないとおっしゃっていました。

第一分科会に参加して

大照学園授産部

支援員 鈴木 亮

第一分科会内容
午前・講義「障害者権利条約と障害者総合福祉法(仮称)を考える」
午後・シンポジウム「障がい者制度改革推進会議の方向性と今後の課題」

午前中の講義において、講師である佐藤久夫氏(日本社会事業大学教授)は社会モデル※1の観点から障害の捉え方の見直しについて挙げられ、機能面または生活困難の面にとらえるかにより障害者の範囲や個別支援などの見直しが必要となることを強調しておられました。また、「谷間や空白の解消※2」「格差の是正※3」「放置できない社会問題の解決※4」など障害者総合福祉法(仮称)が目指すべきポイントの重要性についても説明されています。

午後のシンポジウムのテーマとなっている障がい者制度改革推進会議は、2つの部会(総合福祉部会・差別禁止部会)に分かれており、構成員には障害当事者も含まれています。そのことについてコーディネーターの最上太郎氏(日本知福協政策委員会委員長)は、推進会議中は専門用語が多く当事者にとってはわかりづらい、当事者本人にとってはむしろ差別につながるのではないかと疑問を投げかけておられました。その他就労支援において、働くことを賃金・労働法のみで考えるのはどうか、当事者に合った仕事を作り出すことで本人が力を発揮することができ、それが工賃に反映することが大切だと社会モデルを考慮した意見がシンポジウムより出ていました。

大照学園授産部は新体系移行に当たり、就労継続支援B型と生活介護の多機能型施設になります。皆が早く新しい環境に慣れることができ、利用者同士がより

一層お互いにサポートしあえる雰囲気を作られることを願っています。授産施設において利用者同士はもちろん、支援者・利用者と共に働く仲間であり「持ちつ持たれつ」の関係です。そしてそれは利用者が自分らしさを十分に発揮できる環境が基盤にあることになって成り立っています。障害当事者が地域で心地よく生活していくためには適切なサービスもそうですが、「個性」を尊重した自立支援が重要ではないでしょうか。

障害程度区分によって利用できる支給されるサービスが異なりますが、区分そして障害名よりも当事者一人一人が抱える困難に着目した支援が望まれます。また初日の基調講演でも挙げられていましたが、児童福祉・高齢者福祉などの属性分野で分断せず、全ての福祉の問題を考える必要があります。支援者は「地域福祉」を積極的に学び、当事者が現在抱えている、そしてこれから抱えるであろう問題に対処できるようにスキルを磨いていくべきと感じました。

最終日の特別講演において、講師でありプロゴルファー・石川遼選手のお父である石川勝美氏は、本人が幼いころ喘息により十分に眠れなかったこと、そのため母が本の読み聞かせを始め、それによって想像力豊かになることができたことを例に挙げられ、「災い転じて福となす」ということを伝えておられました。福祉の分野においても困難や課題が多々あるとは思いますが、携わる人の姿勢によって良い方向に転じることを信じています。

※1 障壁を取り払うための努力を社会の側にも要請する考え方、反対に障害者が困難に直面する原因を個人の心身の機能に求める考え方を医療モデルという
※2 発達障害など障害の種類によっては、障害者福祉施策を受けられない人が多くいる
※3 障害者のための住みやすい働く場 人による支えなどの環境は、地方自治体の財政事情によって、質量ともに大きく異なっている
※4 世界で「イマゼーション」が進むなか、日本では依然として知的障害者が地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされている

第二分科会に参加して

むくのき学園

安田亜紀子

幼児に関わっている私は、第4分科会「ケアマネジメントを考える」に参加する予定でしたが、急遽第2分科会「地域にのっての障害福祉を考える」に参加することになりました。正直、地域にのっての障害福祉って？の私にとって話が分かるのだろうか？と不安でした。

印象に残った話はケースワーカーの体験談、あるケースに関する園での取り組み、園の紹介でした。

親は親として、子どもは子どもとして必要なサポートをする事が大切で有り、家族を支える事が地域を支える事になる。住民の為に施設はなにができるのか、施設が持てる資源を活用する事が大切。それぞれが無理のない生活リズムを作りあげる事が大切。家族それぞれの生活リズムが作れない、リズムが合っていないと子どもを抱え込むか手放す事になる。

または家の中で互いが我慢して生活をしていなくても地域に受け入れられているだろうか、また地域に受け皿はあるのだろうか……と言った話でした。

恥ずかしなところどころわからない言葉が出てきましたが、地域でのあり方を知る事もできました。また、より具体的にわかった事もありました。利用者さんとのやりとりの部分では利用者さんの生活パターンを知る事



自信を持たせることなど共感できる話もあり、参考にできそうな話もいくつかありました。反対に聞きたいと思っていた「個別支援計画」の話は時間の為じっくり聞く事ができずに残念な部分もありました。

幼児期の子どもの見ている自分の役割は子どもをこれから社会に出す為の準備期間として身辺自立に向けての取り組み力を入れたり、社会における約束や、ルールを伝えられるよう取り組みをしたりの日々です。

今回聞いた話を考えると、改めて子どもと親にとつて大事な時期に携わっている仕事である事、親に将来を踏まえて頑張ってもらわないといけない事を伝える役割の大きい仕事を感じる機会となりました。また自分の仕事を客観的に見直せる機会にもなりました。これからは子どもの成長をめざし、そして親、家庭へのサポートに向けて家族の方と一緒に考え、共に歩いていけるよう頑張りたいと思えた研修でした。

第三分科会に参加して

白川学園

児童支援員 庄司知広

前半の講義の内容を要約すると、障害者基本法改正により、「障害者の定義」が「個別モデル」から「社会モデル」に代わったようにも思えますが、発達障害を精神障害に含めたことは、身体障害・知的障害・精神障害の「三大カテゴリー」に無理矢理押し込んだだけであり、難病や高次脳機能障害などが障害者自立支援法改正により、サービス給付対象にはなりませんが、基本法ではどのように位置づけられているかは不明です。「障害者権利条約」の障害者とは、「長期的な身体的・精神的・知的又は感覚的な障害を有する者であつて、様々な障害との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのある者」を含んでい

ます。この定義と障害者基本法の定義が一致しているのだろうか。また「制度の谷間の解消」などはこれからの制度改革の結果次第であり、改正されたからといってまだまだ予断が許されない状況です。

世界保健機構(WHO)の定義では、「人口の10%が障害者であるが、日本は5%程度しか障害者でないために、日本の障害者の定義は諸外国と比べても厳しい」、「療育手帳取得者の数倍の知的障害者が実際に存在している」など、身体・知的・精神の障害者に限ったとしても、人数を正確に把握することは難しくなっています。障害者の範囲は制度の目的によっても異なっており、各国によっても異なっています。

「障害者権利条約」で定義されている「障害者」であっても、難病なども障害の範囲に含めても、障害名を列挙してもきりがありません。まず、制度の目的により、「障害者の範囲」を明確にするとともに、諸外国の現状についても知ることが必要です。医療や社会環境の変遷に伴って、障害の範囲も変わっていくべきで、「三大カテゴリー」に分類することは、それぞれの支援にとつてマイナスであり、障害者の定義の範囲をフレキシブルに考えていくべきです。また、ADA(障害のあるアメリカ人法)やDDA(英国障害者差別禁止法)のように、日本では含まれない疾病なども範囲に含めることが必要です。それには「障害者権利条約」の目的に沿って、望ましい福祉サービスを受ける権利だけでなく、「他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加する」といった視点から、社会全体の「障害者の受け止め方」を変えていく長期的計画と努力が必要だとして、講義は締めくくられました。

後半のシンポジウムでは、障害者福祉制度の変遷にみる障害者観とは、古代〜大正9年は障害者救済期であり、障害者は生存が大変困難で人権も認められていない。大正10年〜昭和22年は障害者保護期であり、障害のある人よりも国の事情優先。昭和23年〜高度成長・障害者福祉期Ⅰは保護救済、平成9年社会福祉基礎構造改革・支援費制度・現在・障害者福祉期Ⅱは障害があつても、人権に配慮し、自己選択自己決定が認められた福祉が始まるが、当事者や関係者の行動などの今後の課題もあるといったことや、知的障害者に必要な「介護」「指導」ではなく「支援」であり、特に「意思決定支援」の重要性についての詳しい話などを傍聴することができ、障害について今一度考えることができたよい機会となりました。

新加盟施設紹介

工房「あんじゅ」

副主任 玉井 慎一



▲レストラン「庵樹」ホール内客席

売にも取り組み、農業部門がレストラン等で使用する食材を安定的に供給できるように支えています。



井手農園での仕事の様子

工房「あんじゅ」

工房「あんじゅ」は社会福祉法人京都ライフサポート協会が運営する多機能型事業所(就労移行支援就労継続支援B型・生活介護)で、2011年4月1日に開所しました。「あんじゅ」という名称は、当法人の中核施設である横手通り43番地「庵」の「あん」を冠したもので、その木を「庵樹」として大樹となるまでじっくり育てていく意味を込めて命名しました。ここではフランス料理のレストラン経営を軸としてパン作りやスイーツの販売にも取り組

今年7月にはパンとケーキの店「あん」をオープンさせ、農園で採れた小麦や米を使用したパン等の商品販売にも力を入れています。

各部門では30名近い利用者さんがそれぞれの得意分野で専門性ある仕事に取り組みしており、レストラン部門に於けるホール係や洗い場での仕事、農業部門では種蒔きから収穫まで、野菜や米を無農薬で栽培しています。また、レストラン農業部門では地域社会との繋がりを通じて利用者さんの感性が育まれ、療育的観点からも重要な役割を果たします。そして、仕事だけでなく、夏の納涼会や秋の旅行など、季節に合わせた行事なども企画しながら、より良い職場環境作りを行っています。

このように、工房あんじゅでは、レストラン・農業の企業経営的な側面と、就労・療育の場としての専門機能を融合させた新しい形の福祉を目指しています。法人の理念である「一人ひとりが幸福を享受できる社会の実現」、そしてその実現のための先駆的な事業への挑戦の第一歩としてこれらの事業に取り組み、工房あんじゅスタッフ一同は、支援を必要としている人に対し、愚直に、真摯に向かい合い、就労支援に取り組んでいます。

レストラン「庵樹」

レストラン「庵樹」は厨房に経験豊富なシェフとパティシエを迎え、2011年5月10日にオープンしました。「誰もが利用できる本格的なフレンチレストランを」という思いが出発点となり、緑あふれるテラスを備えた完全バリアフリーの店舗を実現し

ました。駐車場からトイレに至るまで段差の無い環境は、誰もが協働していくこれからの福祉社会に相応しい環境だと考えます。ここで働く利用者さんは今年4月から経験を積み、中には一般接客業への就職を実現させ、立派に旅立っていかれた方もおられます。スタッフとしても利用者さんへのきめ細かい配慮を忘れず、今後一人ひとりに合った支援を心掛けていきます。

5月のオープン以降、より良いサービスを目指して日々進化を続け、地域の方々にも支えられ、間もなくオープンから半年を迎えます。レストラン「庵樹」は、これからもお客様に愛されるお店を目指していきたいと思



工房あんじゅ外観

お知らせ

9月21日(水)に開催が予定されていましたが京都知福協幼児通園施設のつどいは、台風15号の接近により京都市全域に暴風警報が発令されたことにより中止となりました。



パンとケーキの店「あん」開店中

平成23年度 知福協風船バレー大会報告

実行委員長：南 孝司 (みずなぎ鹿原学園)



開会式



アタック



試合風景



去る10月26日(水)に知福協主催、風船バレーボール大会が亀岡市運動公園内大体育館にて行われました。今大会には13施設、133名の参加者により盛大に開催することが出来ました。

試合形式は予選では13チームが4つのブロックに分かれて総当たり戦を行い、各ブロックの二位チームが決勝トーナメントにより優勝を争う大会になりました。

開会式、ルール説明の後1チーム、8人の選手により試合の開始です。1セット5分間での試合には、8人が二つになり手に汗を握る熱戦が繰り広げられました。長いラリーが続くなどチームも「負けられない」という思いからファインプレーが続出、職員や仲間からの応援の

声もヒートアップしてきます。ブロックによっては勝敗数が同じ、得失点差も同じになり勝敗をつけるための試合を行うなど白熱した試合展開でもありました。打倒〇〇〇!常勝チームに勝利するため昨年の大会後から練習を積み重ねて来られ今年、決勝トーナメントに上り勝利を得られたチームもありました。惜しくも早期に敗退されたチームは他のチームとの交流試合をされるなど和気藹々と親睦を深められた事とおもいます。

閉会式、どのチームも疲れた表情を見せることなくまだまだ元気が見られます。表彰を受け皆との記念撮影には満面の笑顔で写る参加者の姿が見られました。来年の大会に向けさらなる練習を積み重ねてここで再会

来ます事を願う大会は終了しました。今回の大会では参加者が怪我や事故も無くプレー出来ましたこと、主催者一同、感謝申し上げます。また早朝より大会運営に協力いただいた関係各位の皆様、本当にありがとうございました。

●試合結果●

優勝 美山育成苑

準優勝 天ヶ瀬学園通所部

3位 障害者支援施設
あんびしゃ

4位 みずなぎ鹿原学園

シリーズこんにちは 広報部員施設訪問記

洛西ふれあいの里更生園



▲紙すき製品

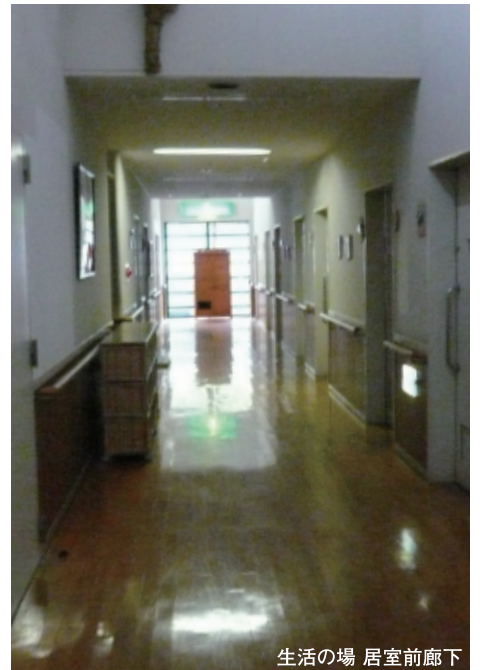
訪問者：梶原泰司 (ききょうの杜)

▲作業場の様子

今回は、台風15号が全国で大暴れする中、京都市西京区にあります洛西ふれあいの里更生園を訪問させていただきました。今回の訪問先は、昨年の施設訪問で紹介された洛西愛育園の近くにあつて、その周りは閑静な住宅地となつており、人と自然が触れ合う素敵な環境の中にあつました。当日は、洛西ふれあいの里更生園の支援係主任の村田恵美子さんに案内して頂き、施設内外の日中活動の様子をうかがい入所棟を見学しました。

更生園は20歳〜70歳までのご利用者で、平均年齢は40歳位です。特徴なのが、自閉症のご利用者が多く、ご利用者毎に二日の流れの予定表を書き出し、一つの作業が終了すればパネルを自分自身で外し、次なるパネルに掲げてある予定をこなしていきます。これは、障がい特性を考慮したもので、言葉等の聴覚からの情報に偏らず文字や絵カードを利用し視覚からの情報をもつて利用者の方に理解を求めて行われていました。園内作業は、音楽療法とリサイクル活動(とことこ班)、リサイクル活動と個別支援(ステップ班)、紙すきや洗濯たたみ(竹草班)、となつていて、ご利用者は26名でした。特に竹草班の紙すきは、製品となつており、好評を得ているそうです。又屋外の日中活動の場として、洛西ニュータウン内で活動している芽ぐみ(同法人で運営する入所更生施設大原野の杜と共同運営)では、下請け作業(パワー班)、個別支援と紙すき作業(ぼつかぼか班)を行いご利用者は14名でした。又京都経済短期大学隣接のホップ農園では、農作業とボルト作業(農耕班)、絵画等の創作活動(創作班)、を行っています。先の芽ぐみとお弁当を利用していました。平日は、30名のご利用者が、施設外で日中活動を行つておられますが、今後も、より多くのご利用者に施設外での活動が出来るよう計画されています。

普段、言葉では自分の気持ちを表現することが苦手なご利用者も、音楽や創作活動など



生活の場 居室前廊下

では、楽しい様子で自分を自然に表現する場を設けて、ご利用者のかたがたの素敵な笑顔が二つでも引き出せるような機会を創つていたらと職員さん達は頑張つておられました。洛西ニュータウン内にある芽ぐみのように都市部の大きい街中の環境が、地方の施設で支援

している私にとっては、印象的でありました。最後に見せていただいた生活の場では、二階と二階に生活棟があつて、ご利用者の居室は、個室と二人部屋となつています。環境整備が行き届いており、各棟でご利用者がおちついて暮らせる工夫がされていました。昼食をご利用の方と一緒に頂きましたが、あらゆる面で工夫されていて、歯科医との連携も素晴らしく嚙下しやすい様な食器や道具が使用され、一人一人に対する心配りがされて、いました。

最後に忙しい時に訪問したにもかかわらず、受け入れて下さつた施設長・副施設長、施設内及び施設外の活動の場を車で案内して頂いた村田主任や、見学中親切にして頂いた各班のご利用者、職員の方々本当にありがとうございました。



作業所個人スケジュール表



ホップ農園

▼「お待たせました」～昼休みの喫茶店～



▲じっくりとボールを投げる方向を見定めます

シリーズがんばっています

社会福祉法人 亀岡福祉会 第二かめおか作業所

施設長 後呂 絵美



▲大きなサイコロの壁をめがけて…「それ〜!!」

「おはよう!」「今日も仕事がんばるな〜!」。毎朝、送迎車から降りてくるメンバーたちは元気いっぱい。今日も力いっぱい頑張るぞ〜と意欲満々で作業所の玄関をくぐって行きます。

第二かめおか作業所は、さまざまな支援を必要とする人たちの施設として、田園風景の広がる亀岡市宮前町に1995年に開所しました。現在35名の利用者の皆さんが通って来られ、アルミ缶、牛乳パック、ペットボトルの回収・処理作業や、竹炭を使った土壌改良剤づくりなどの仕事を行っています。また、仕事だけでなく、誕生会や給料とりくみ(給料を使つての買い物など)、クラブ活動といった仕事以外の活動も取り入れ、生活経験を広げたり、人とのかわりを豊かに広げていくことのできる環境づくりも大切にしています。

今回、その仕事以外の活動の一部をご紹介します。



竹炭をハサミで細かく切って製品にします

リサイクル作業を行う『リサイクルグループ』では、毎月の給料日の後に行う給料とりくみで「おしゃれをしてみよう」をテーマに、まずおしゃれってなんだろ?と関心を持てるように、雑誌を一緒にみながら「こんな服いいなあ」と話したり、作業所に着てくる洋服のことを話題にした言葉かけを意識的に行うことで、あまり関心のなかったおしゃれへの関心が少しずつ芽生えてきているようです。そして、仕事がんばって手にした給料で買った洋服を着て作業所に出勤してきたメンバーの顔は、なんだかとても嬉しそうで、誇らしげです。給料とりくみを通して、おしゃれに限らず、今までとは違ったことへの興味の広がりや生活の楽しみにつながったり、「また仕事がんばろう」と仕事への意欲にもなっています。

竹炭を使った製品づくりを行う『さわさわグループ』は、ダンボールで作った



ペットボトルを車いっぱい集めます

大きなサイコロを壁のように積み上げ、それをボールで倒すゲーム、名付けて『壁倒し』を活動に取り入れ、毎週曜日を決めて行っています。継続してとりくむなかで、ボールを手に持つこと、転がしたボールの行く先をしっかりと見つめてサイコロの壁が倒れるのを最後まで見届けること、みんなの歓声のなかで「やった!」と感ずること、そして次の順番を楽しみに待つこと…。ひとつのゲームを通して、楽しみや期待感、達成感を大きく膨らませるメンバーの姿がたくさんみられるようになってきました。

これからも仕事以外の活動のなかで、楽しみや満足感、達成感を感じられる場面を多様につくりながら、その満足感や達成感を力に、仕事や新しいこと、ちょっと苦手かなと思うことにもメンバーの皆さんと一緒にワクワクしながら挑戦していきたいと思っています。



倒れるかな?



夕涼み会を楽しむご利用者

夕涼み会

シリーズ こんなことやっています

地域との共感を目指して

～夕涼み会2011を終えて～

福知山学園 三和翠光園 支援員 三森章司



▲ボランティアの方々

去る9月9日に三和翠光園内において、昨年まで8月に「サマイイベント in 三和」として実施していたものを、今年度より9月に「夕涼み会2011」としてリニューアルして実施し、盛況のうちに終了しました。

以前から、地域行事にご招待を頂く等で、近隣の皆様との良好な関係を築いて来ましたが、施設ご利用者の高齢化が進み、参加が可能なご利用者が年々減少する傾向が顕著となる中、将来的な展望において施設としての地域参加自体が難しくなっており、懸念がこの行事の発端でした。地域行事への参加が困難でもこれまでの触れ合いを維持する為に、地域の皆様に施設に入つて来て頂く、近隣の皆様に施設の中に招待しようという大変シンプルな発想の下、3年前にそれまでの取り組みに近隣住民参加の要素を加えてスタートしました。

今年度の内容として、第一部では、射的やネイルサロン、コリントゲーム等が「同に会した「緑日広場」、カラオケ大会などが楽しめる「メインステージ」、焼きそばやちらし寿司、本格的なソフトクリームなどの食事コーナー、空くじなしの当て物コーナーなどを通

じて、「祭り」の雰囲気満喫して頂きました。第二部では、地元よさこい連「絆」様と一緒に「みんなできさこい」や「盆踊り大会」、職員によるピアノリサイタルと地元花火師「煙火の匠」様による打ち上げ花火のコラボレーションなどを楽しみました。

このイベントを実施して強く感じた事は、「一体感」と「共感」でした。参加頂いた民生児童委員の皆様や近隣の皆様、ボランティアの皆様などの中には、その日初めて施設に足を踏み入れられた方もありましたが、「ご利用者と一緒にご歌ったり、踊ったりする事で「一体感」を存分に感じて頂けたと思います。そして、「楽しい」「美しい」「面白い」など、同じ思いを「共感」出来る事を実感して頂けたのではないかと思います。何より地域の方々と言葉を交わしておられるご利用者の笑顔は、このイベントの宝であると感じると共に、施設で生活していても地域の中で生きる一人の人間としての存在を強くするものであると信じています。

最後に、ご協力頂いた全ての皆様に心より御礼申し上げます。



コリントゲームを楽しむご利用者



盆踊りの一幕



みんなできさこい!!!

編集後記

10月に入り、ずいぶん秋の色も深まってきました。編集後記に初登場の私は、今年度より広報部会の担当をさせて頂いております。皆様宜しく願ひ致します。

さて、秋といえば、〇〇の秋、と言いますが、皆様は何を思い浮かべますか？読書の秋、食欲の秋、など、色々ありますが、私たちが障がい福祉に携わっている者にとっては、土台固めの秋、といったところでしょうか。いよいよ来年度から、障害者自立支援法が全面的に施行されます。他にも障がい者に関する施策の動きが慌ただしく控えており、経過措置としての残り数ヶ月を、土台固めの期間、と捉える必要があると思います。

そして、3月には東北での震災がありました。被災地では、災害直後の緊急対応から、生活を復興していく時期への移行段階とされ、これから福祉の番と言われています。公的な支援サービスと、隣近所を支え合う様な、私的な支援が、渾然一体となって復興にあたってこの状況は、これからの日本の福祉サービスにおいても、きっと良い影響を与えてくれるように祈っています。

障がい福祉に携わる者それぞれが、新しい制度への施行に向けて、良い土台固めの秋となる様に、より一層、横のつながりの強化を意識しなくてはなりません。自立支援法で言われている、「保護から自立に向けた支援の為に、公的な支援サービスも、私的な支援も、渾然一体のネットワークとなって、歩みを進めていかなくてはならないと思います。人々をエンパワメントし、東北の復興を支えてきている福祉が、制度移行への土台固めに何か結びつかないか、考えることも大切なのではないでしょうか。

障がい福祉に携わっている皆様にとって、実りの多い秋となります様に。

(山本克也 / 大照学園)